第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号Q_n中「事業完了年度の翌年度に」を「事業完了年度の翌年度以降に」に、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{18}=0.008$」を「$P_{18}=0.067$」に改め、同号算式の符号P_{19}の次に次のように加える。

			$P_{20}=0.006$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号Q_n中「事業完了年度の翌年度に」を「事業完了年度の翌年度以降に」に、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$R_{17}=0.010$」を「$R_{17}=0.047$」に改め、同号算式の符号R_{19}の次に次のように加える。

			$R_{20}=0.008$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号S_n中「緑資源機構、」を「森林総合研究所、旧緑資源機構、旧」に改め、「に限る。）」の下に「及び独立行政法人水資源機構の業務に係る市町村の負担金（平成15年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）」を加え、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$T_{18}=0.008$」を「$T_{18}=0.067$」に改め、同号算式の符号T_{19}の次に次のように加える。

			$T_{20}=0.006$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号中「$V_5=0.030$」を「$V_5=0.012$」に、「$V_{10}=0.024$」を「$V_{10}=0.022$」に改め、同号算式の符号W_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号X_{17}中「0.005」を「0.016」に、「0.006」を「0.031」に改め、同号算式の符号X_{19}の次に次のように加える。

		X_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.005
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号Y_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$Z_{10}=0.080$」を「$Z_{10}=0.072$」に、「$Z_{15}=0.045$」を「$Z_{15}=0.044$」に、「$Z_{16}=0.047$」を「$Z_{16}=0.046$」に改め、同号算式の符号Z_{17}中「0.008」を「0.027」に、「0.010」を「0.051」に改め、同号算式の符号Z_{19}の次に次のように加える。

		Z_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.008
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号中「$AB_5=0.012$」を「$AB_5=0.001$」に、「$AB_{10}=0.038$」を「$AB_{10}=0.009$」に、「$AB_{11}=0.031$」を「$AB_{11}=0.030$」に、「$AD_5=0.030$」を「$AD_5=0.012$」に、「$AD_{10}=0.024$」を「$AD_{10}=0.022$」に改め、同号算式の符号AE_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号AF_{17}中「0.005」を「0.016」に、「0.006」を「0.031」に改め、同号算式の符号AF_{19}の次に次のように加える。

		AF_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.005
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号中「$AH_5=0.012$」を「$AH_5=0.001$」に、「$AH_{10}=0.039$」を「$AH_{10}=0.006$」に改め、同号算式の符号AI_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$AJ_{10}=0.080$」を「$AJ_{10}=0.072$」に、「$AJ_{15}=0.045$」を「$AJ_{15}=0.044$」に、「$AJ_{16}=0.047$」を「$AJ_{16}=0.046$」に改め、同号算式の符号AJ_{17}中「0.008」を「0.027」に、「0.010」を「0.051」に改め、同号算式の符号AJ_{19}の次に次のように加える。

		AJ_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.008
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008
		AK_n	平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）
		AL_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.006
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十六号算式を次のように改める。

			算式 $\dfrac{\sum_{n=5}^{13}(B_n\times C_n)\times\dfrac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(D_n\times E_n)+\sum_{n=5}^{13}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=20}^{20}(J_n\times K_n)}{253{,}000円\times A}$

第十二条第六項の表市町村の項第十六号算式の符号中「$C_5=0.030$」を「$C_5=0.012$」に、「$C_{10}=0.024$」を「$C_{10}=0.022$」に改め、同号算式の符号D_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.005」を「0.016」に、「0.006」を「0.031」に改め、同号算式の符号E_{19}の次に次のように加える。

		E_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.005
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十六号算式の符号中「$G_5=0.012$」を「$G_5=0.001$」に、「$G_{10}=0.039$」を「$G_{10}=0.006$」に改め、同号算式の符号H_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$I_{10}=0.080$」を「$I_{10}=0.072$」に、「$I_{15}=0.045$」を「$I_{15}=0.044$」に、「$I_{16}=0.047$」を「$I_{16}=0.046$」に改め、同号算式の符号I_{17}中「0.008」を「0.027」に、「0.010」を「0.051」に改め、同号算式の符号I_{19}の次に次のように加える。

		I_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.008
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008
		J_n	平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額
		K_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.005
			イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005